

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の
推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を
一層推進するための方策について（答申）

令和6年7月31日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

目 次

はじめに	1
第 1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題	2
1 対策委員会による検証、評価の経緯	2
2 第 4 期答申「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」に基づく取組の成果及び今後の方向性	5
(1) 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討	5
(2) 教員が元気になるような研修等、学びの場の創出	8
(3) 特別の教科 道徳、特別活動の授業の質の向上	10
(4) SOS の出し方に関する教育の見直し	12
(5) いじめ問題に関する現状や課題等の把握	15
(6) 専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進	18
(7) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事例研究の実施 ...	20
第 2 いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について	23
1 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりたじめ防止等の取組の推進	23
2 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有	23
3 教職員の意識啓発及び対応力等の向上	23
4 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実 ...	24
5 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進	24
6 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態への対応力の向上	24
第 3 資料	25

はじめに

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という）は、平成 26 年 6 月に制定された東京都いじめ防止対策推進条例第 11 条に基づき、東京都教育委員会の附属機関として設置された組織である。

本いじめ問題対策委員会規則第 2 条に定められた所掌事項は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都や区市町村の教育委員会並びに都内公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申することなどとしている。

本いじめ問題対策委員会（第 5 期）は、令和 4 年 11 月 14 日に東京都教育委員会から、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について検討するよう諮問を受けたところである。令和 4 年 11 月以降、5 回の会議を開催し、審議を重ねてきた。

本答申は、東京都公立学校における「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」に基づく取組の現状や課題、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性を示したものである。

今後、本答申を踏まえ、より実効的ないじめ防止対策が推進されることを期待している。

令和 6 年 7 月 31 日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

第1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題

1 対策委員会による検証、評価の経緯

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定された後の東京都におけるいじめ防止等の取組と、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という。）による検証、評価の経緯をたどることとする。

（１）平成 26 年 6 月 東京都いじめ防止対策推進条例等の制定

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定し、東京都におけるいじめ防止に向けた具体的な取組を明示した。

（２）平成 28 年 7 月 いじめ問題対策委員会（第 1 期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第 1 期）は、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）からの諮問を受け、平成 28 年 7 月に『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）」を答申した。

イ この答申では、2 年間の取組の成果として、都内公立学校が、いじめ防止のための組織の確立や教育相談体制の充実などにより、いじめの解消に努めてきたことを挙げている。

ウ 一方で、教職員に「いじめ」の定義に対する確実な理解に基づき組織的な対応を徹底させることや、子供たちがいじめ問題の解決に向けて主体的に行動しようとする意識や態度を身に付けさせることなどについては、取組の改善を図る必要があるとした。

（３）平成 29 年 2 月 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」の策定

ア 都教育委員会は、いじめ問題対策委員会（第 1 期）答申を踏まえ、「いじめ総合対策」を改訂し、平成 29 年 2 月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」（以下「いじめ総合対策【第 2 次】」という。）を策定した。

イ この中で、「いじめ防止の取組を推進する 6 つのポイント¹」をはじめ、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の段階ごとの具体的な取組を示した。また、都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、都内全ての公立学校において、校長をはじめ、教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的ないじめ防止等のた

¹ 「いじめ防止の取組を推進する 6 つのポイント」は、「軽微ないじめも見逃さない」、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」、「相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す」、「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」、「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」、「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」の 6 点である。

めの取組が推進されるようにした。

(4) 平成 30 年 7 月 いじめ問題対策委員会（第 2 期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第 2 期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、平成 30 年 7 月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。

イ この答申では、取組の成果として、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応等を推進することを通して、多くのいじめの解消に努めてきた実績を評価した。

ウ 一方で、「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」や「子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組」の推進のほか、保護者や関係機関等との信頼関係に基づく連携により、いじめの解決を図ることなどについて、取組の一層の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

(5) 令和 2 年 7 月 いじめ問題対策委員会（第 3 期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第 3 期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和 2 年 7 月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。

イ この答申では、取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた実績を評価した。

ウ 一方で、「多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」や、「児童・生徒の S O S を出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについて、今後、さらに取組の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

(6) 令和 3 年 2 月 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」の策定

ア 都教育委員会は、いじめ問題対策委員会（第 3 期）の答申を踏まえ、「いじめ総合対策【第 2 次】」を改定し、令和 3 年 2 月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】（以下「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」という。）」を策定した。

イ この中で、教職員が日常における自分自身の取組を点検・評価し、改善を図ることができるよう、いじめ防止において必ず取り組む 18 の項目についてイラストで分かりやすく表したダイジェスト版を示すとともに、学校や保護者、地域の方々がいじめ問題について共に考え、理

解を深められるよう、新たに開発した演習形式のプログラム「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」を掲載した。

(7) 令和4年7月 いじめ問題対策委員会（第4期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第4期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和4年7月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。

イ この答申では、取組の成果として、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応が徹底されていることや、スクールカウンセラー等を積極的に活用した教育相談体制の充実が図られている実績を評価した。

ウ 一方で、全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策委員会」についての理解を深めるとともに、日常的にいじめ問題等について話し合えるような同僚性を高めることや、社会全体の力を結集しいじめに対峙するために日常から地域住民や関係機関との関係を築き、連携を強化することの必要性を指摘した。

(8) 令和6年7月 いじめ問題対策委員会（第5期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第5期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和6年7月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。

イ この答申では、取組の成果として、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組や、専門家の力を活用しいじめ防止対策の推進の実績を評価した。

ウ 一方で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する対応について、初期対応や組織的対応、保護者との連携・協力の点において、取組の一層の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

2 第4期答申「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」に基づく取組の成果及び今後の方向性

第4期の答申において、いじめ問題対策委員会は、「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」として、都教育委員会が取り組む事項として、次の7点を挙げたところである。いじめ問題対策委員会では、都内公立学校におけるいじめ防止等の取組の現状と成果、更に取り組むべき内容について審議してきた。本項では、いじめ問題対策委員会の審議における委員の意見を併せて示すこととする。

【いじめ防止等の対策を一層推進するための方策】

- (1) 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討
- (2) 教員が元気になるような研修等、学びの場の創出
- (3) 特別の教科 道徳、特別活動の授業の質の向上
- (4) SOSの出し方に関する教育の見直し
- (5) いじめ問題に関する現状や課題等の把握
- (6) 専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進
- (7) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事例研究の実施

(1) 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討

【概要】

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」のうち「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」ための取組として、福生市教育委員会、関係校長及び関係児童・生徒より、福生市において令和5年1月に実施された「いじめ防止サミット」について報告があった。また、都教育委員会が令和5年11月に実施した「高校生いじめ防止協議会」において、都立高等学校に通う子供たちがいじめやいじめ防止についてどのように考えているかを把握するために、高校生委員の通う学校で事前に実施したアンケートの結果を基に協議を行った。そして、いじめ問題対策委員会へ高校生の意見として提案がなされた。

いじめ防止等の取組を推進していくためには、いじめ問題の当事者である子供たち一人一人が、自らの問題として捉え、行動していくことが大切である。

ア 福生市「いじめ防止サミット」、東京都「高校生いじめ防止協議会」における子供の意見

(ア) いじめに対する価値観の違いについて

ほとんどの児童・生徒は、いじめはよくないことであるという考えをもっているが、いじめがなくならないのが現状である。どうしていじめがなくならないか。それは、一人一人の価値観が違うためであると考えた。価値観の違いにより、意見がぶつかり、いじめに発展してしま

うこともある。また、いじめに対する考え方も一人一人異なるため、自分にとっては普通の行為であっても、相手にとってはいじめと感ずることがあり、どこからがいじめになるかをそれぞれが判断するのが難しい。

いじめだと思っても、いじめではないと思っても、まず、第一として、「人が嫌がることはまずしてはいけない」という認識を考え直す必要がある。いじめかどうか分からないから行動に移すことができなかつたという意見もあつたが、いじめかどうかではなく、人が嫌そうにしていると思つたら、それを止めるという認識でいけばよい。

(イ) 学校に期待することについて

小・中学校で受けてきた道徳科の授業は、子供にとって、とても大切な時間である。他者理解と人間理解ということがあつるが、他者理解というのは「自分とは異なる意見と境遇で育つてきた人の立場に立つて想像すること」で、人間理解というのは、抽象的ではあつるが「人間の弱さも含めて相手を理解すること」だと思ふ。これからの教育は、相手を理解する力を育てていくべきだと感ずた。

いじめについて考えたり、いじめが起つたときにどうしたらよいかを考えたりする機会として、道徳科の授業は、とても大切な時間であると思ふ。いじめを目の当たりにしたときに、周囲にいる者がいじめを止めるように努めなければならないが、「次は自分がいじめられる」という恐怖心からいじめを止めることは難しいと考える人が多い。そこで、頼りたいのが身近にいる大人である学校の教員である。学校でのいじめアンケートの内容やその実施方法を工夫したり、教員自身がいじめ問題をもつと学んだりして、いじめ問題に対する教職員の意識を変えてほしい。

(ウ) 行政・社会に期待することについて

都内の全公立学校に配置しているスクールカウンセラーや、東京都が設置している相談窓口相談したときに、その後、どうなるのか分からない。小さな相談も解決できるという実績や、どういふ人が相談に乗つてくれてその後どうなっていくのかなど、実績を伝えられるようにしたらよいと思ふ。

例えば、いじめが起きたというときに、いじめが起きないような対策があつたとしても、結果としていじめが起つてしまったというマイナスの面しか世間には出ていかないというイメージがある。実際は、対策したことによつて解決した例もあり、普段マイナス面のニュースしか見ていない生徒からすると、学校の対策や行政の対策はうまくいっていないのではないかとこの印象をもちやすいと思ふ。対策を取つたことによる成果の部分も広めていけたら生徒も信頼できる相手が増えるし、社会全体でいじめ対策を行っているということを伝えられるのでよい。

高校生いじめ防止協議会からの提案

■自分たちがすべきこと

嫌なことはしないという意識や、互いが意見を伝え合い、互いが許容できる意識をもつ。

■学校で行ってほしいこと

児童・生徒からの信用と信頼を高めるなど、教職員の意識を変える。

■社会にお願いしたいこと

児童・生徒へ行政の取組やその意味・意義をアピールしていく。

イ 委員の意見

(ア) いじめやいじめ防止について、子供が本音で話し合える機会は大変貴重であり、今後も継続していけるとよい。そして、このことについて、様々な観点から考えていくために、特定の校種の児童・生徒だけでなく、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒を交えて、学校種を超えて協議会を行っていけるとよい。また、地域や関係機関、弁護士や医者等の専門家の方々も交えて一緒に考えていけるような場が設定されると非常に効果があるのではないかと考える。

(イ) 高校生委員が自らアンケートを実施し、アンケート結果を自分たちで分析したことが大変素晴らしいと思う。このようなアンケートを実施すること自体がいじめ防止の啓発にもつながっていく。

アンケート結果については、都内公立学校に共有するとよい。子供がアンケート結果を見たときに、「自分と考えが似ている」、「自分と同じことを思っている人がたくさんいる」ということに気付くことができる効果があると考え。また、この結果から、生徒会を中心に何かに取り組もうというきっかけになるのではないかと考える。

(ウ) いじめ防止等の取組について、学校等がどのようなことをしているのかを子供たちに紹介できるように、子供向けのいじめ総合対策の資料を作成するとよい。また、今回、高校生いじめ防止協議会で、高校生委員から提案されたことを、いじめ総合対策の内容に付け加えて、改訂するのもよいと思う。

ウ 成果

(ア) 大人が介入せずに、子供だけでいじめやいじめ防止のことについて話し合う場を設けることができたのは、非常に有意義であった。

(イ) 子供たちが自らアンケートを実施したことで、一人一人の子供がいじめについて異なる考えをもっていることが分かった。学校や行政の取組に対して、子供がどう考え、どう感じているかを知ることができ、その効果や課題を整理することができた。

(ウ) 学校の取組や教員の取組が、子供にどう映っているかを知ることができたことにより、教員のいじめ防止に対する取組を見直すことにつながった。

エ 今後の方向性

(ア) 子供が本音で話し合える場を継続し、特定の校種の子供だけでなく、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と様々な校種の子供たちで構成されるとより効果的である。

(イ) 高校生いじめ防止協議会の中で実施したアンケート結果の取扱いについて、検討していく必要がある。

(ウ) より多くの子供たちが当事者意識をもって活動できるようにするために、子供たちの代表者が議論した内容を、各学校に伝えていくことが重要である。

(2) 教員が元気になるような研修等、学びの場の創出

【概要】

文部科学省が12年ぶりに改訂した生徒指導提要では、生徒指導の目的として「児童・生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」を示しており、その目的を達成するために、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要であると述べている。

いじめ防止の観点で考えても、いじめが起きてからどのように対応するか以前に、どうすれば起きないようにするのかを児童・生徒が主体的に考え、判断し、行動することで、いじめを未然に防ぐことができるようになることが期待されているため、都内公立学校全ての教職員が、生徒指導提要の趣旨を十分に理解することが重要である。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) 教職員向けデジタルリーフレットの作成・公開

都教育委員会は、改訂された生徒指導提要（令和4年12月）において特に確認すべき項目をまとめた、教職員向けデジタルリーフレットを作成し、都教育委員会のホームページに公開している。生徒指導提要から4点を取り上げ、積極的な生徒指導、生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援をキーワードとして作成した。

また、「Let's check」という理解度確認テストを作成し、教職員が生徒指導提要の趣旨に関する自らの理解の状況を確認できるようにしている。

(イ) 都及び区市町村教育委員会の指導主事等を対象とした研修の実施

都教育委員会は、都教育委員会の指導主事等を対象とした研修会と、区市町村教育委員会の指導主事を対象とした研修会をそれぞれ実施し、文部科学省の生徒指導調査官の講話を設定し、発達支持的生徒指導の充実等について理解促進を図った。

(ウ) 生徒指導提要改訂版の周知・徹底

都教育委員会が主催している生活指導担当指導主事連絡会や都教育委員会訪問等により、生徒指導提要の趣旨とその内容について周知の徹底に努めている。区市町村教育委員会においては、それぞれが主催している生活指導主任会、または校内研修会等において、実践につなげるための具体的な内容を挙げて、生徒指導提要の趣旨とその内容について周知の徹底に努めている。

【委員の意見】

(ア) 生徒指導提要改訂版は、専門性が高くなっており、新たな用語が示され、難しい用語が増えている。今回、都教育委員会が、生徒指導提要の内容を具体的に説明しようとする視点は評価できる。

(イ) 学習指導要領が改訂されると、伝達講習会としてきめ細かに隔々まで情報が周知されるのに対して、生徒指導提要については、どれくらい周知・徹底されているのかということが課題であった。教員方の理解を図るようなリーフレットや研修等に積極的に取り組むことで、様々な

課題に対応できることが期待される。

- (ウ) 教職員向けデジタルリーフレットは、とても理解しやすい内容である。理解度確認テストについては、受講する度に回答項目が変わるので、合格するまで、あるいは合格しても繰り返し取り組んでもらえるようにするとよい。

イ 成果

都教育委員会が作成した教職員向けデジタルリーフレットや研修の実施等の取組は、非常に効果的と考える。

校長会や生活指導主任会、校内研修等において活用が促進されており、以下のような声が挙げられている。

- ・ 改訂前の生徒指導提要との違いが分かりやすい。
- ・ 冊子だと分厚く文字が多いため、教員は読むことを躊躇していたが、デジタルリーフレットでは、図等を使って端的にまとめられており、非常に分かりやすい。
- ・ 生徒指導提要の該当ページへのリンクが設定されていることで、知りたい情報について直ぐに詳しく知ることができて助かる。
- ・ 「Let's check」で、自分の理解度を確認できるところがよい。

ウ 今後の方向性

- (ア) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」では、「いじめの問題に関する校内研修を実施した」について、全ての校種で実施率が100%となっている。しかしながら、初期対応や、組織的対応等において、課題がある現状を考えると、研修の方法や内容を見直す必要がある。
- (イ) 理解度確認テストの受講の有無について、どの学校で何人くらい実施したかを集約できるようになると、周知だけでなく、徹底にもつながっていくと考える。
- (ウ) 教員がいじめ問題に積極的に取り組めるようにするため、現在行っている研修や、各学校での校内研修等の在り方を見直し続ける必要がある。

(3) 特別の教科 道徳、特別活動の授業の質の向上

【概要】

毎年、6月と11月をふれあい（いじめ防止強化）月間として位置付け、学校や区市町村教育委員会において、いじめ防止等の健全育成に向けた取組の一層の推進を図っている。その一環として、各教員や学校が自らのいじめ防止の取組状況を振り返り、課題を明確にして改善を図ることができるよう、教員シート、学校シートを活用したいじめに関する調査を実施している。

学校がこれらのシートを作成・活用する目的は、自校の教員の回答状況等を踏まえ、取組の課題や改善策等を明確にすることである。取組の達成度が低い項目のみを課題と捉えるのではなく、児童・生徒の実態から、学校いじめ対策委員会等の組織で振り返ることが大切である。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻〔プログラム編〕の活用

いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻のプログラム編の中で、「望ましい人間関係の構築」、「SNSの上手な使い方」について、いじめに関する授業として紹介をしており、学校では、特別活動等において、友達同士の関係のことや、SNSの上手な使い方などについて扱われている。

(イ) いじめに関する授業への認識

いじめに関する授業に関して、「思いやり」などをテーマにした授業は実施しているものの、それがいじめに関する授業として意図的に実施している授業であると意識していない教員もいると考える。

【委員の意見】

(ア) 高等学校学習指導要領においては、ホームルーム等の活動の中で、いじめ問題を取り上げることが記載されているが、その意識が教員にあるのかどうか。

起こったいじめ問題に対して考えるのではなくて、いじめ問題は起きていないが、未然防止、発達支持的生徒指導の観点で、よい学級にするために、仲良く学校生活を送るためにどうしたらよいか、どのような取組をしたらよいかを考えることが大事だと思う。

(イ) 高等学校や特別支援学校でのいじめの認知件数が少ない。認知件数は少ないが、重大事態は起きている現状がある。認知件数がこれだけ少ないと、「自分の学校にはいじめはないだろう」という前提に教員が立っていないかということが気になる。

(ウ) いじめは、どこの学校にも起こりうるということを考えたときには、授業や普段の生活の中で、何か問題が起きているのではないかという意識をもって取り組むことが大事になってくると思う。教員が、自分の学級にいじめはない、自分の学級ではいじめは起こらない、また、管理職が、自校にはいじめはないということを前提に考えてしまうと、判断の誤りが生じる可能性がある。その判断の誤りが、時に未然防止の意識ともつながらず、重大事態への発展の発見が遅れるということにもつながっていく。

イ 成果

(ア) 多くの教員が、いじめ防止対策推進法第2条に規定されているいじめの定義を理解するとともに、定義に基づいて認知する学校が多くなった。

(イ) 高校生いじめ防止協議会の高校生委員が行ったアンケート結果によると、ほとんどの生徒がいじめはよくないということを認識している。これは、小学校段階から、継続的にいじめやいじめ防止に関する授業を行ってきた成果と言える。いじめが起きないようにしたらよいかを子供たち自身が考えて、実践していけるようになることを目標に引き続き取り組んでいくとよい。

ウ 今後の方向性

(ア) いじめの認知件数が少ない学校において、いじめに関する授業を意図的・計画的に、実施していくことができるような手だてを検討していく必要がある。

(イ) 高等学校や特別支援学校におけるいじめの認知件数が少ない。いじめは、どの学校、どの学級にも起こりうるということ、いじめ防止対策推進法で定められているいじめの定義に基づき、認知を行い、対応していくことを改めて指導する必要がある。

(ウ) 特別支援学校において、障害の特性上、周囲の人に触れてしまう児童・生徒もいる。受け手がどのように感じ、どのような思いをもつかということや、自分の思いを伝えたり、周囲の人の思いを受け止めたりすることの大切さを引き続き伝えていく必要がある。

(4) SOSの出し方に関する教育の見直し

【概要】

SOSの出し方に関する教育の目的は、子供が、現在起きている危機的状況、または、今後起こりうる危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすることである。都教育委員会では、子供自身が不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようにするために、SOSの出し方を学ぶDVD教材を開発し、平成30年度から都内公立学校において、道徳科、学級活動、ホームルーム活動、保健体育等の学習と関連付けて活用できるようにするとともに、各学校において年間1単位時間以上の実施を促している。校長講話や学級指導、相談窓口一覧の配布時など、日常から全ての児童・生徒に対して行う指導と、動画教材等を活用する指導を併せて行うことを周知している。

これらの取組を、更に確実に推進していくために、令和5年度に「SOSの出し方に関する教育推進委員会」を設置し、都内公立学校において実施している取組状況の見直しと、それらを一層推進するための具体的な方法等について検討した。

子供がSOSを出す力を育むということは、それを受け止める教員の力を高めることが不可欠であることから、子供のSOSを出す力を高めるとともに、教職員が子供のSOSを受け止め、支援する力を更に高めることが重要である。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) いじめられた児童・生徒の相談状況

令和4年度は、いずれの校種においても「学級担任に相談」とする事例が最も多い。一方、「誰にも相談していない」と回答した児童・生徒の割合は、小学校で2.3%、中学校で4.4%、高等学校で6.3%、特別支援学校で3.8%と、令和3年度と比較し微増している。児童・生徒自らの判断で相談していないこともあるが、相談したくても相談できない児童・生徒もいることが課題である²

(イ) 援助希求行動に関するデータ

助けが必要な状態であると感じるような抑うつ症状が自分に表れた場合、「誰にも相談しないで、もう少し自分で様子を見る」と回答した児童・生徒の割合は、小学校第5・6学年で25.5%、中学校全学年で35.2%という結果である³

(ウ) 困難な状況への対処

「つらい時や悲しい時に、自分の気持ちを信頼できる人に話すことができる」という調査項目では、「そう思う」または「ややそう思う」と肯定的に回答した割合は、小学校第5学年が

² 「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

³ 「厚生労働省 令和4年版自殺対策白書 図1、第2-3-16 図①学年段階別、抑うつ症状が見られる際の援助希求」

67.1%、中学校第1学年は64.0%、高等学校第1学年は63.8%、高等学校第3学年は69.4%という結果である⁴。

【委員の意見】

- (ア) SOSを出せない子供の状況と、SOSを出せない理由について、詳細な分析を行う必要がある。コミュニケーションをとることに課題がある等、子供の状況に応じて、SOSを出せるための支援を考えていくことが課題の一つではないか。例えば、ロールプレイで実際の場면을体験することを通して、「あ、こういうふうにするんだ」と自分自身で発見していくことが有効だと思う。教員役や保護者役、地域の方役などの大人役や、友達役を子供がやってみるのもよい。また、子供が「SOSを出してもいいんだ」と思えないと、SOSは出せないのではないかと思う。例えば、ワークショップなどで、「自分のことではないけれども」、「他人のことだけれども」、「これを相談してもいいんだ」、「こういうことでも相談するといいんだ」、「こういうことでも相談すると軽くなるんだ」という経験を、小さいときから積み重ねていくということが大事だと思う。
- (イ) 担任への相談だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー、校長、副校長等、担任以外の教員を相談相手に求めている場合もある。学校側の体制を見直し、子供と信頼関係を構築できるよう、粘り強く関わっていく必要がある。
- (ウ) 学校以外にも、今まで接したことがある、つながったことがある方々へ相談することで、地域にも信頼できる大人がいるという発見が必要ではないだろうか。例えば、子供食堂の大人、塾の教員、所属チームのコーチといった大人も子供にとっては大事な大人である。
- (エ) 可能であれば、保護者にも本動画教材を視聴してもらうことが効果的であると考え。例えば、保護者会や授業参観等で、保護者も視聴する機会を設けることを検討していただければと思う。保護者も理解し、SOSを受け止める力を付ければ、自分の子供のSOSにも気付きやすくなるのではないかと考える。

イ 成果

- (ア) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、いじめられた児童・生徒の相談状況について、「学級担任に相談」と回答した割合は、小学校で90.1%、中学校で79.8%、高等学校で73.0%、特別支援学校で83.0%であり、全国平均と比較して高い。
- (イ) 都教育委員会では、SOSの出し方に関する教育の確実な実施に向けた取組を、一層充実していくために、令和5年度に、SOSの出し方に関する教育推進委員会を設置し、動画教材を作成した。児童・生徒が、自分の不安や悩みに早期に気付き、SOSを出すことができるような動画教材を3編、教職員が、子供のSOSを受け止め、支援する力を向上させるための研修動画を2編作成し、都教育委員会のホームページに掲載するとともに、校内研修等での活用を推進を図った。

⁴ 「保健教育推進委員会の報告書 図2 平成27年調査と令和3年調査との『困難な状況への対処』の比較」

ウ 今後の方向性

- (ア) 児童・生徒が教員に気軽に相談できる時間を、教員が確保できるようにするとともに、スクールカウンセラー以外の教員のカウンセリングスキルを高めていくことが必要である。また、どこにつないであげたらその子をより良く支援できるかという「つなぐ力」を高めていく必要がある。
- (イ) 本当に実効性のある支援ができるようなシステムとして、「チーム学校」をよりよく作っていくということも必要である。表面に出にくいいじめをしっかりと認識し見抜いていく力、学校全体で取り組んでいく力を高めていくために、研修を通して、教員が力を付け、児童・生徒や保護者からの信頼を得られるようにしていく必要がある。
- (ウ) 自分自身を大切な存在と思えない子供が、これくらいのことでSOSを出してはいけないと思うことのないよう、一人一人が大切な存在であるということを、学校・家庭・地域等の大人が一丸となって伝えていく必要がある。

(5) いじめ問題に関する現状や課題等の把握

【概要】

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、「ふれあい（いじめ防止強化）月間における学校の取組状況調査」等の結果から、これまでの都教育委員会の取組を踏まえて、いじめ問題に関する現状や課題等について、児童・生徒や学校、教職員、家庭や保護者、地域、関係機関、自治体を含めて、それぞれが何をしたらよいのか、どのようにあるべきなのかという視点で検討する。

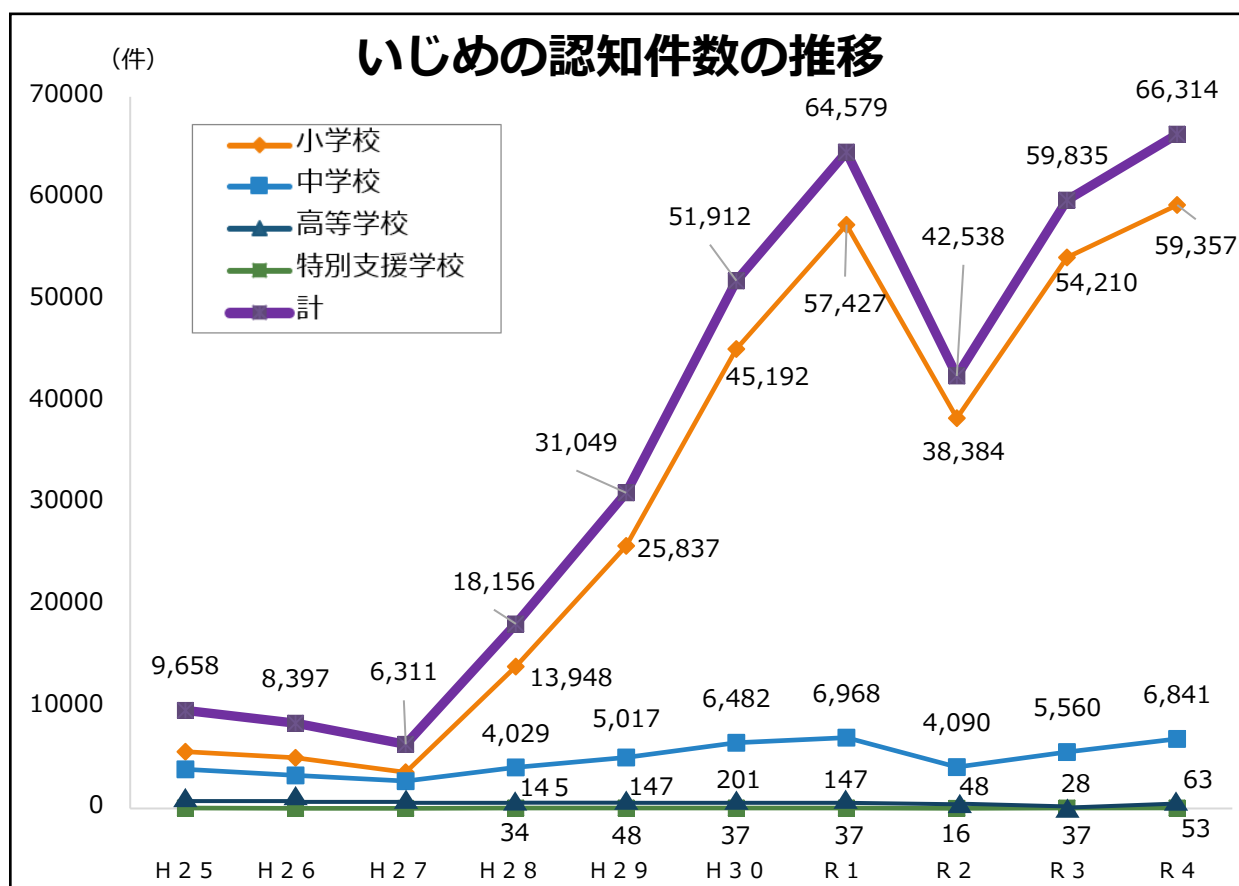
各学校においては、教職員が深い児童・生徒理解に立ち、日常から積極的な対話や注意深い観察を行うとともに、把握した児童・生徒の実態や指導・支援した経過等を記録するなどして、教員一人一人の気付きを全教職員で共有することが大切である。また、「ふれあい月間教員シート」や学校評価等のデータを活用し、定期的に自校のいじめ防止の取組について振り返り、不断に見直しを図ることが重要である。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) いじめの認知件数

臨時休校措置のあった令和2年度を除き、増加傾向である。しかし、高等学校や特別支援学校におけるいじめの認知については、小・中学校と比べると件数に大きな差がある。



校種 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	45,192	57,427	38,384	54,210	59,357
中学校	6,482	6,968	4,090	5,560	6,841
高等学校	201	147	48	28	63
特別支援学校	37	37	16	37	53
計	51,912	64,579	42,538	59,835	66,314

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(イ) 学校いじめ防止基本方針の保護者への周知

都教育委員会では、いじめ総合対策【第2次・一部改定】に、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」を都内全公立学校に対して示している。いじめの解決を図るためには、保護者の理解と協力が必要であることから、年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者に対して、分かりやすい言葉で、学校いじめ防止基本方針の概要を説明できるようにすることを求めている。

【委員の意見】

(ア) 学校の在り方や教育システムの在り方を改善していくことができないだろうか。子供が、学校に行くことが楽しい、安全だ、幸せだということを感じることができれば、いじめも起きないだろう。

(イ) 子供の権利条約にある四点の基本的な考え方の中で、第12条「子供の意見の尊重」が軽視されているのではないかと。高校生いじめ防止協議会で、高校生が協議をしたことは非常に素晴らしいことであるが、協議内容が他の生徒へ十分に伝わっているのか。生徒たちの考えをみると、学校の動きや教員の動きが生徒へ伝わっていないことが分かる。大人が本気で取り組んでいることを生徒が自分たちの問題として本気で取り組んでいけるようなシステムを考える必要があるだろう。また、児童・生徒が、今何を言いたくて、何を伝えたいのかということをしつかりと受け止めることができる方法・システムをいれる必要がある。

(ウ) いじめの認知件数が増えてきており、軽微なことも認知できるようになってきている。一方で、子供一人一人が見えなくなっているだろうか。一人一人は全く違うわけで、子供によって傷付き方や受け止め方が違うという数字の裏に隠れている部分をどのように読み取っていくか。担任の教員だけではなかなか難しいところもあり、新規採用者が多くなってきている状況を考えると、チームとして対応することがより一層望まれると思う。サポーターのような人材を取り入れていくことも大切である。

(エ) いじめ問題にとどまらず、学校の教育活動を充実させていくために、子供の声を聴きながら、保護者、地域、民間団体を巻き込んでいくことが大切であると考えている。都立学校では、インタ

ーンシップ等で民間団体である企業と連携しており、本年度や前年度の教育データを可能な限り公開し、パートナーとして、子供のために、みんなで学校を評価し、改善していく仕組みを考えていくことができるとよい。

イ 成果

- (ア) 東京都として、全体的に認知件数が増えてきていることから、軽微ないじめも積極的に認知することができるようになってきている。
- (イ) いじめを初期段階で認知することができるようになったことで、重大事態についても、定義に基づいて適切に認めることができるようになりつつある。

ウ 今後の方向性

- (ア) いじめの疑いやいじめを認知したときの学校としての対応方針等、組織的対応をどのようにしていくかを検討していく必要がある。学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いがあったときの対応、教育委員会との連携等を見直していく必要がある。
- (イ) 重大事態については、初期対応を適切に行うことができれば、重大事態に至らなかった可能性のある事例が見受けられることから、いじめの認知を含めて、初期対応について対応フローチャートを示す等、重点的に改善を図っていく。
- (ウ) いじめやいじめ重大事態の対応についての課題を整理するだけでなく、対応に関する成功例を共有し、校内研修等での活用をすることで、教員が見通しをもって対応することができるようにする。

（６）専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進

【概要】

学校、家庭、地域が連携して、子供が安心して相談できる環境の構築の実現に向けた取組として、スクールカウンセラーによる全員面接を実施している。小学校第５学年、中学校第１学年、高等学校第１学年を対象として、平成２６年度から実施しており、子供が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を整えている。

また、外部の専門家の協力を得て、学校だけでは解決できない、子供を取り巻く問題の未然防止や早期発見を解決するため、都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の活用を促進している。その構成員は教員に加え、保護者代表、スクールソーシャルワーカー、警察職員、児童相談所の職員、民生委員・児童委員などである。

いじめを受けた子供や保護者の支援を充実していくため、区市町村と連携して保護者等がいじめ対応の初期の段階から、法律や医療等の専門家のサポートを受けて、学校に相談できる仕組みづくりについても検討している。

これらの専門家の力を活用して、いじめの未然防止やいじめ問題を解決していくことは、児童・生徒、保護者、学校、教育委員会等、それぞれが円滑に、適切に対応できることにつながる。また、それは、子供が安心して、学校生活を送る上で非常に重要である。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

（ア）スクールカウンセラーによる全員面接

学校からは、年度当初の早い段階で、児童・生徒とスクールカウンセラーとの間で顔が見える関係ができることにより、「いざというときに相談しやすくなる」、「教員とスクールカウンセラーが協働して子供の支援にあたる」という体制が構築され、学校全体の教育相談体制の強化につながっているなどの声が報告されている。

（イ）「学校サポートチーム」等の専門家を活用したいじめ防止対策

各学校では専門家を活用し、いじめを生まない環境づくりや、問題を抱えて悩んでいる児童・生徒の家庭への支援等、課題を共有した上で、解決策の立案や役割分担の確認等を行い、改善に向けて取り組んでいる。教員の視点だけではなく、専門家の視点から、随時、指導・助言を得ることで、学校や児童・生徒、保護者にとってよりよい解決を図ることができると考えている。なお、各学校からは、教育委員会の中に専門家がいることから、とても身近で心強いとの意見が報告されている。

【委員の意見】

（ア）東京都では、平成２９年度からの５年間で、いじめ重大事態の１号案件、２号案件は、１８０件発生している。発生件数に焦点を当て、その要因や、学校と保護者、保護者間の見解の相違が発生した経緯などを分析して、研修等を通して教員や学校への指導に生かしていった方がよいと考える。「事例から学ぶ」ことを検討する必要がある。一方で、多くの人員を投入しなければ、分析は困難だとも言える。

(イ) いじめ問題が長期化してから、弁護士やスクールソーシャルワーカーに相談することが多いと思う。初期段階でどう対応するか、専門家にどのように関わってもらうのが有効であるかを考えていかなければならない。

イ 成果

専門家による知見に基づいて素早く助言を得ることができ、いじめの早期対応を図ることができたり、保護者からの要求等に対して円滑に対応を行うことができたりした。また、いじめの早期対応や重大事態になる前の対応につなげることができた。

保護者からの声

- ・ 法に基づいたいじめの相談をできる人が周りにいなかったが、法律の専門家に相談できることを知って安心した。
- ・ 心理相談員が、当事者と学校、教育委員会事務局の間に入ることで、安心して相談をすることができた。

学校からの声

- ・ 法的な観点から助言をしてもらえるため、大変心強い。学校だけでは、対応が困難な場合がある中で、専門家から法律的な根拠を示してもらえたり、具体的な助言・支援をもらえたりすることが心強い。

教育委員会からの声

- ・ 複雑化、長期化するいじめ問題がある中、法的な観点から明確に助言をもらうことができ、安心して業務を行うことができた。

ウ 今後の方向性

専門家は、被害者、加害者、関係者、教育委員会、学校など、特定の側の立場に立った支援や活動を行うことができない場合がある。学校・教育委員会・関係者が、児童・生徒にとっての最善を考えるとともに、どのような対応を求められているかという観点から、被害者や加害者の意見を丁寧に聴取し、話し合い、解決を図ることが重要である。そのため、総合的に全体の状況を把握し、コーディネーターとしての役割を果たすことができる専門家の活用を検討する必要がある。

(7) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する事例研究の実施

【概要】

文部科学省より、重大事態への対応改善の仕組みを強化し、重大事態の分析を全国的な対策につなげる好循環を構築すること等、以下の事項を目的として、令和5年3月10日付で「いじめ重大事態に関する国への報告について」の依頼を受け、区市町村教育委員会及び関係部署へ依頼を行った。

目的（文部科学省より）

ア 重大事態に至るケースに共通する要素を把握し、未然防止策や重大事態への対処の改善・強化を図ること。

イ 文部科学省、こども家庭庁の重大事態事案における助言、支援機能の改善・強化につなげること。

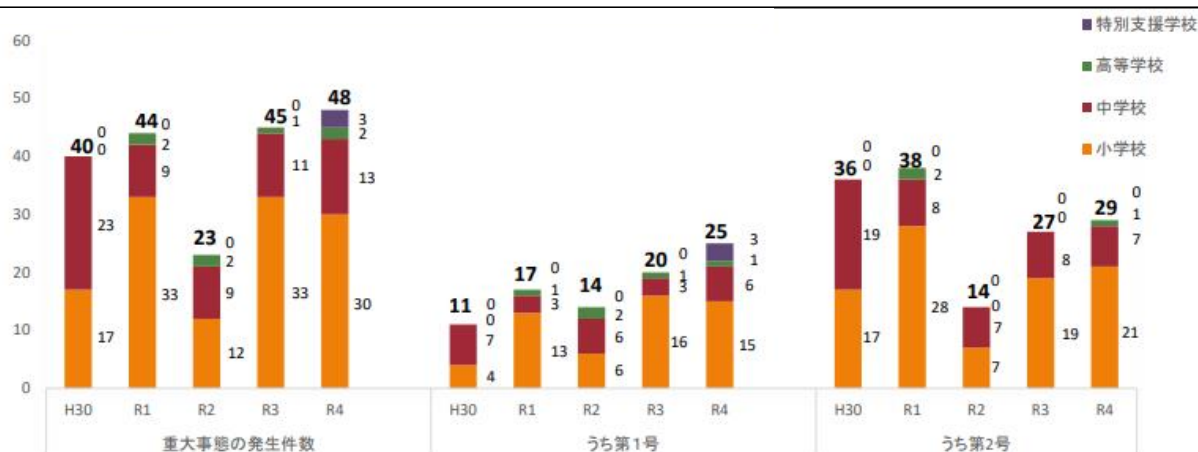
ウ 重大事態調査に係る混乱や現場の困りの解消に向けて、迅速かつ適切な重大事態調査の運用の在り方や調査すべき内容を検討すること。

エ 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けて検討すること

本調査において提出された報告書を取りまとめている中で、明らかになってきた課題や成功事例をまとめ、都立学校及び各区市町村教育委員会へ共有することで、いじめ重大事態について、見通しをもって対応することができるようにすることは、重要である。

ア 現状及び委員の意見

【現状】



※ 第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【都】		R2		R3		R4		【国】 R4		
小学校	12(0.94%)	1号:6	2号:7	30(2.35%)	1号:16	2号:19	30(0.05%)	1号:15	2号:21	363(1.88%)
	12(0.03%)			33(0.06%)						390(0.07%)
中学校	8(1.28%)	1号:6	2号:7	11(1.77%)	1号:3	2号:8	13(0.19%)	1号:6	2号:7	337(3.29%)
	9(0.22%)			11(0.20%)						374(0.34%)
高等学校	2(0.85%)	1号:2	2号:0	1(0.42%)	1号:1	2号:0	2(3.17%)	1号:1	2号:1	141(2.51%)
	2(4.17%)			1(3.57%)						156(1.0%)
特別支援学校	0(0%)	1号:0	2号:0	0(0%)	1号:0	2号:0	3(4.76%)	1号:3	2号:0	3(0.26%)
	0(0%)			0(0%)						3(0.1%)
計	22(1.00%)	1号:14	2号:14	42(1.91%)	1号:20	2号:27	45(2.05%)	1号:25	2号:29	844(2.32%)
	23(0.05%)			45(0.08%)			48(0.07%)			923(0.14%)

※ 表の上段：重大事態が発生した学校数（校・課程）と（学校及び課程数に対する割合）

下段：重大事態の発生件数（件）と（認知件数に対する割合）

「1号」「2号」は発生件数の内数。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 【国】は、国公私立のデータ

(ア) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」の発生件数は 48 件であり、同項第 1 号に規定するものは 25 件、同項第 2 項に規定する者は 29 件であった。重大事態の発生件数は、臨時休校措置のあった令和 2 年度を除いて、近年、増加傾向である。

(イ) 事前にいじめと認知されることなく、いじめ重大事態の発生と同時にいじめの認知をする事案や、いじめ重大事態が発生した場合の保護者への説明等の対応について、十分に行われていない事案が多く見受けられる。

【委員の意見】

(ア) 教員一人一人がいじめ重大事態の認識を高めるために

いじめ認知の理解については、周知・徹底が進んでいるが、「対応に関するスキル」が十分でないと考える。例えば、保護者からの電話対応で、教員の受け止め方が、保護者との信頼関係に影響を及ぼすことがある。「学校は真剣に対応してくれない」と受け止め方に不満を感じる保護者もいるのではないか。信頼を置けない学校に子供を通わせられないと保護者が感じることで、結果的に不登校になってしまうこともある。初期の不適切な対応が、保護者等の理解を得られず重大事態につながる場合もある。初期対応の課題の背景を分析し、改善を図る必要がある。教員を対象とした接遇や教育相談の研修を充実させることも有効である。

未然防止、早期発見、早期対応等の観点から、どこに課題があるのか、いじめ事案が重大化しないための留意点や対応の成功例等の資料を作成することで教員に対して啓発ができると考える。

教員が、自分の学級の子供に対して、一面的かつ固定化した見方をしていないかが心配である。教員には、生徒指導提要にも書かれている子供に対する人権意識を大切にしてほしい。

(イ) いじめ重大事態が発生した場合の初期対応について

校長や教育委員会を含めて、重大事態の実効性のある対応についての理解が十分できていなかったり、保護者との信頼関係が構築できなかったりすることで、結果的に、重大事態となってしまう例が多いように感じる。重大事態の疑いを感じていても、「重大事態として対応する」と判断できないなど、対応が遅れるケースが多いと思う。教員や学校の初期対応の進め方で、重大事態として扱わなければならないこともあると考える。

重大事態を踏まえた研修を検討する必要がある。例えば、過去の対応事例（成功事例）を活用して、事例研究に各校で取り組めるように校内研修を充実させることや、重大事態の当事者やその保護者の話を聞き、教員の意識を変えていくことなどは、効果的であると考えます。

イ 成果

(ア) いじめの認知同様、いじめ重大事態についても、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定するいじめ重大事態の定義に基づいて認めることができるようになってきている。

(イ) いじめの認知やいじめ重大事態発生後の初期対応等について、適切に対応することができている事例については、円滑な解決へとつながっている。

ウ 今後の方向性

- (ア) 教員一人一人の保護者対応のスキルを高めること、各校で事例研究に積極的に取り組めるようにすること、いじめ被害の経験のある子供の保護者等から直接話を聞くことなど、効果的な研修内容について検討していく必要がある。
- (イ) 教員一人一人がいじめ重大事態について、鋭敏に対応できるようにするために、いじめ重大事態の対応についての成功事例を伝え、対応の仕方や解決までについて、見通しをもって対応できるようにする。
- (ウ) いじめの認知と同様に、いじめ重大事態も疑いの時点で認めて初期対応を適切に行えるように、「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて、各校で対応することを改めて周知するとともに、対応の流れについて、分かりやすく整理したものを提示する。

第2 いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

いじめ防止等の対策を一層推進するために、都教育委員会が取り組む事項として、次の6点を挙げる。

1 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進

- (1) 全ての児童・生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指すため、児童・生徒一人一人が、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分で考え行動に移すことができる「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方を考える。
- (2) いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童・生徒が「いじめを許さない・見過ごさない」態度や力を身に付けるようないじめの未然防止教育の具体的な取組を明らかにする。

2 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有

- (1) 児童・生徒の発達の段階や児童・生徒理解の方法、保護者や地域との関わり方、教員の意識や同僚性等が異なる中、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの実態に合ったいじめ防止対策の在り方を検討する。
- (2) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等の結果や、学校等におけるいじめ問題に関する現状や課題等を分析し、好事例について共有を図る。
- (3) 児童・生徒のSOSを出す力を高めるとともに、教職員が児童・生徒のSOSを受け止め、支援する力を一層高めるため、SOSの出し方に関する映像教材等の効果的な活用方法について活用事例集を作成し、周知啓発を図る。

3 教職員の意識啓発及び対応力等の向上

- (1) 各校において実施しているいじめに関するアンケートの質問項目を見直し、児童・生徒がいじめについて考えられる機会となるように改善を図るとともに、児童・生徒が安心してアンケートを回答できるようにアンケートの形式や実施方法を工夫する。
- (2) 各校において年3回以上実施することとしている教員研修について、学校や区市町村教育委員会が実態を考慮した上で実施しやすくなるように、研修内容や研修方法、研修資料等を工夫する。例えば、保護者に寄り添って話を聞くことができるような接遇に関する研修や、成功事例や失敗事例から対応のポイントを分析する問題解決型の研修、いじめ被害の経験のある子供をもつ保護者の話を聞く研修等について検討・計画し、教員や学校の意識や対応力を向上できるように工夫する。
- (3) 各校において年3回以上実施することとしているいじめに関する授業について、いじめが起きないためにどうしたらよいかということ等、未然防止の観点に重点を置き、児童・生徒が主

体的に考えることができるように授業の在り方を検討する。

4 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実

- (1) いじめ総合対策（第3次）を策定するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、活用方法について検証を行う。
- (2) 都教育委員会や各学校において実施しているいじめ防止等のための取組について、実績やその効果等を示す。

5 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進

- (1) いじめの早期解決に向けて、弁護士や精神科医、心理士等の専門的知見により、保護者や学校、教育委員会が安心して相談できる仕組みやその有効性について検討する。
- (2) 学校における弁護士や学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した「いじめに関する授業」の実践事例を収集し、区市町村教育委員会の指導主事や、都立学校等の生活指導主任を対象とした連絡会等において共有する。

6 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上

- (1) 重大事態の調査報告書等から、重大事態になった要因や対応等の問題点を洗い出し、共通する課題は何かを明らかにする。
- (2) 学校等に対して、法やガイドラインを踏まえた適切な対応となっているか、具体的に指導・助言をしていく。

第3 資料

第5期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	和田 孝	帝京大学 名誉教授
	宮古 紀宏	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官（副センター長）
	中村 豊	東京理科大学 教職教育センター 教授 理学研究科 科学教育専攻 教授
	梅田 比奈子	玉川大学教職大学院 教授
区市町村 教育委員会	加藤 裕一	文京区教育委員会教育長（令和4年8月～令和5年3月）
	小黒 仁史	大田区教育委員会教育長（令和5年4月～令和6年3月）
	堀 和夫	練馬区教育委員会教育長（令和6年4月～6月）
	三浦 康彰	練馬区教育委員会教育長（令和6年7月）
医 療	田中 哲	子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長 児童精神科医
心 理	坂上 頼子	教育と福祉の臨床「オフィスかけはし」代表
福 祉	瀬戸本 むつみ	昭島市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
法 律	角南 和子	角南法律事務所弁護士
警 察	藤木 裕一	警視庁生活安全部管理官（令和4年8月～令和5年9月）
	黛 和範	警視庁生活安全部管理官（令和5年9月～令和6年7月）

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成２６年東京都教育委員会規則第１８号）

（趣旨）

第１条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成２６年東京都条例第１０３号）第１１条第７項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和３９年東京都条例第１１３号）第１条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

- ２ 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- ３ 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第３条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員１０人以内をもって組織する。

- ２ 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第４条 委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第５条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- ２ 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- ３ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第６条 対策委員会は、委員長が招集する。

- ２ 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- ３ 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ４ 対策委員会が第２条第３項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。
- 5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和 4 年 11 月 14 日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

2 諮問理由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和 2 年 11 月に、第 4 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和 4 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応、教職員による教育相談体制の充実に向けた取組等を通して、早期にいじめを解消に導いてきた実績が明記されている。

一方で、「いじめの認知の仕方や解消の捉え方について、教職員等で話し合いを重ね、認識を共有すること」、「全ての教職員が、学校いじめ対策委員会や学校サポートチームの役割、機能について理解を深めること」、「いじめに関する授業を、年間を通じて日常の授業で体系的に行うこと」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討」、「教員が元気になるような研修等、学びの場の創出」、「専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進」などの 7 点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

第 5 期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 審議経過

回	日時		審議内容（概要）
第 1 回	令和 4 年	11 月 14 日	○ 専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進について ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 2 回	令和 5 年	2 月 28 日	○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について ○ 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組について ・事例紹介「福生市の全ての児童・生徒によるいじめ防止サミットの開催—子供たち自身が、いじめについて考え行動していく機運の醸成一」 ・協議
第 3 回		7 月 11 日	○ 「SOS の出し方に関する教育」の確実な実施に向けた取組 ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 4 回	令和 6 年	1 月 31 日	○ いじめ問題に関する現状や課題について ○ 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組について ・「高校生いじめ防止協議会」 ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 5 回		7 月 10 日	○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に規定する重大事態に関する事例研究の実施 ○ 第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について